

手数料の見直し

事務の名称	長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係事務
-------	------------------------

<長期優良住宅建築等計画認定申請に係る審査手数料>

(単位：円)

区分			単位	料金		
				改定前	改定後	改定額
新築する一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この部において同じ。）			件	49,000円（確認書の提出がある場合にあつては11,200円、評価書の提出がある場合にあつては16,300円）	52,000円（確認書の提出がある場合にあつては11,800円、評価書の提出がある場合にあつては17,200円）	-
新築する共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この部において同じ。）	床面積の合計	500㎡以内	件	97,000円に認定申請戸数に4,700円を乗じて得た額を加算した額を認定申請戸数で除して得た金額。この場合、100円未満の端数は、切り捨てる。（確認書の提出がある場合にあつては4,700円、評価書の提出がある場合にあつては10,100円）	103,000円に認定申請戸数に4,900円を乗じて得た額を加算した額を認定申請戸数で除して得た金額。この場合、100円未満の端数は、切り捨てる。（確認書の提出がある場合にあつては4,900円、評価書の提出がある場合にあつては10,600円）	-

(単位：円)

区分		単位	料金		
			改定前	改定後	改定額
新築する共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この部において同じ。）	床面積の合計	500㎡を超え1,000㎡以内	153,000円に認定申請戸数に4,100円を乗じて得た額を加算した額を認定申請戸数で除して得た金額。この場合、100円未満の端数は、切り捨てる。（確認書の提出がある場合にあつては4,100円、評価書の提出がある場合にあつては8,200円）	162,000円に認定申請戸数に4,300円を乗じて得た額を加算した額を認定申請戸数で除して得た金額。この場合、100円未満の端数は、切り捨てる。（確認書の提出がある場合にあつては4,300円、評価書の提出がある場合にあつては8,650円）	-
		1,000㎡を超え2,500㎡以内	309,000円に認定申請戸数に3,000円を乗じて得た額を加算した額を認定申請戸数で除して得た金額。この場合、100円未満の端数は、切り捨てる。（確認書の提出がある場合にあつては3,000円、評価書の提出がある場合にあつては6,550円）	329,000円に認定申請戸数に3,100円を乗じて得た額を加算した額を認定申請戸数で除して得た金額。この場合、100円未満の端数は、切り捨てる。（確認書の提出がある場合にあつては3,100円、評価書の提出がある場合にあつては6,900円）	-

(単位：円)

区分		単位	料金		
			改定前	改定後	改定額
新築する共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この部において同じ。）	床面積の合計	2,500㎡を超え5,000㎡以内	566,000円に認定申請戸数に2,600円を乗じて得た額を加算した額を認定申請戸数で除して得た金額。この場合、100円未満の端数は、切り捨てる。（確認書の提出がある場合にあつては2,600円、評価書の提出がある場合にあつては5,700円）	602,000円に認定申請戸数に2,700円を乗じて得た額を加算した額を認定申請戸数で除して得た金額。この場合、100円未満の端数は、切り捨てる。（確認書の提出がある場合にあつては2,700円、評価書の提出がある場合にあつては6,000円）	-
		5,000㎡を超え10,000㎡以内	979,000円に認定申請戸数に2,300円を乗じて得た額を加算した額を認定申請戸数で除して得た金額。この場合、100円未満の端数は、切り捨てる。（確認書の提出がある場合にあつては2,300円、評価書の提出がある場合にあつては4,650円）	1,041,000円に認定申請戸数に2,350円を乗じて得た額を加算した額を認定申請戸数で除して得た金額。この場合、100円未満の端数は、切り捨てる。（確認書の提出がある場合にあつては2,350円、評価書の提出がある場合にあつては4,900円）	-

(単位：円)

区分			単位	料金		
				改定前	改定後	改定額
新築する共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この部において同じ。）	床面積の合計	10,000㎡を超える	件	1,695,000円に認定申請戸数に2,100円を乗じて得た額を加算した額を認定申請戸数で除して得た金額。この場合、100円未満の端数は、切り捨てる。（確認書の提出がある場合にあつては2,100円、評価書の提出がある場合にあつては4,300円）	1,801,000円に認定申請戸数に2,150円を乗じて得た額を加算した額を認定申請戸数で除して得た金額。この場合、100円未満の端数は、切り捨てる。（確認書の提出がある場合にあつては2,150円、評価書の提出がある場合にあつては4,500円）	-
				既存の一戸建ての住宅（当該住宅を増築し、又は改築する場合に限る。）	件	72,300円 （確認書の提出がある場合にあつては、15,300円）

(単位：円)

区分		単位	料金		
			改定前	改定後	改定額
既存の共同住宅等（当該住宅を増築し、又は改築する場合に限る。）	床面積の合計	500㎡以内	142,000円に認定申請戸数に6,200円を乗じて得た額を加算した額を認定申請戸数で除して得た金額。この場合、100円未満の端数は、切り捨てる。（確認書の提出がある場合にあつては、6,200円）	151,000円に認定申請戸数に6,550円を乗じて得た額を加算した額を認定申請戸数で除して得た金額。この場合、100円未満の端数は、切り捨てる。（確認書の提出がある場合にあつては、6,550円）	-
		500㎡を超え1,000㎡以内	225,000円に認定申請戸数に5,300円を乗じて得た額を加算した額を認定申請戸数で除して得た金額。この場合、100円未満の端数は、切り捨てる。（確認書の提出がある場合にあつては、5,300円）	239,000円に認定申請戸数に5,600円を乗じて得た額を加算した額を認定申請戸数で除して得た金額。この場合、100円未満の端数は、切り捨てる。（確認書の提出がある場合にあつては、5,600円）	-

(単位：円)

区分		単位	料金		
			改定前	改定後	改定額
既存の共同住宅等（当該住宅を増築し、又は改築する場合に限る。）	床面積の合計	1,000㎡を超え2,500㎡以内	453,000円に認定申請戸数に3,850円を乗じて得た額を加算した額を認定申請戸数で除して得た金額。この場合、100円未満の端数は、切り捨てる。（確認書の提出がある場合にあつては、3,850円）	482,000円に認定申請戸数に4,050円を乗じて得た額を加算した額を認定申請戸数で除して得た金額。この場合、100円未満の端数は、切り捨てる。（確認書の提出がある場合にあつては、4,050円）	-
		2,500㎡を超え5,000㎡以内	829,000円に認定申請戸数に3,300円を乗じて得た額を加算した額を認定申請戸数で除して得た金額。この場合、100円未満の端数は、切り捨てる。（確認書の提出がある場合にあつては、3,300円）	881,000円に認定申請戸数に3,450円を乗じて得た額を加算した額を認定申請戸数で除して得た金額。この場合、100円未満の端数は、切り捨てる。（確認書の提出がある場合にあつては、3,450円）	-

(単位：円)

区分		単位	料金		
			改定前	改定後	改定額
既存の共同住宅等（当該住宅を増築し、又は改築する場合に限る。）	床面積の合計	5,000㎡を超え10,000㎡以内	1,435,000円に認定申請戸数に2,750円を乗じて得た額を加算した額を認定申請戸数で除して得た金額。この場合、100円未満の端数は、切り捨てる。（確認書の提出がある場合にあつては、2,750円）	1,525,000円に認定申請戸数に2,850円を乗じて得た額を加算した額を認定申請戸数で除して得た金額。この場合、100円未満の端数は、切り捨てる。（確認書の提出がある場合にあつては、2,850円）	-
		10,000㎡を超える	2,484,000円に認定申請戸数に2,500円を乗じて得た額を加算した額を認定申請戸数で除して得た金額。この場合、100円未満の端数は、切り捨てる。（確認書の提出がある場合にあつては、2,500円）	2,640,000円に認定申請戸数に2,600円を乗じて得た額を加算した額を認定申請戸数で除して得た金額。この場合、100円未満の端数は、切り捨てる。（確認書の提出がある場合にあつては、2,600円）	-

<長期優良住宅維持保全計画認定申請に係る審査手数料>

(単位：円)

区分			単位	料金		
				改定前	改定後	改定額
一戸建ての住宅			件	72,300円 (確認書の提出がある場合にあつては15,300円、評価書の提出がある場合にあつては23,950円)	76,800円 (確認書の提出がある場合にあつては16,200円、評価書の提出がある場合にあつては25,400円)	-
共同住宅等	床面積の合計	500㎡以内	件	142,000円に認定申請戸数に6,200円を乗じて得た額を加算した額を認定申請戸数で除して得た金額。この場合、100円未満の端数は、切り捨てる。(確認書の提出がある場合にあつては6,200円、評価書の提出がある場合にあつては14,600円)	151,000円に認定申請戸数に6,550円を乗じて得た額を加算した額を認定申請戸数で除して得た金額。この場合、100円未満の端数は、切り捨てる。(確認書の提出がある場合にあつては6,550円、評価書の提出がある場合にあつては15,500円)	-

(単位：円)

区分		単位	料金		
			改定前	改定後	改定額
共同住宅等	床面積の合計	500㎡を超え1,000㎡以内	225,000円に認定申請戸数に5,300円を乗じて得た額を加算した額を認定申請戸数で除して得た金額。この場合、100円未満の端数は、切り捨てる。(確認書の提出がある場合にあつては5,300円、評価書の提出がある場合にあつては11,800円)	239,000円に認定申請戸数に5,600円を乗じて得た額を加算した額を認定申請戸数で除して得た金額。この場合、100円未満の端数は、切り捨てる。(確認書の提出がある場合にあつては5,600円、評価書の提出がある場合にあつては12,500円)	-
		1,000㎡を超え2,500㎡以内	453,000円に認定申請戸数に3,850円を乗じて得た額を加算した額を認定申請戸数で除して得た金額。この場合、100円未満の端数は、切り捨てる。(確認書の提出がある場合にあつては3,850円、評価書の提出がある場合にあつては9,300円)	482,000円に認定申請戸数に4,050円を乗じて得た額を加算した額を認定申請戸数で除して得た金額。この場合、100円未満の端数は、切り捨てる。(確認書の提出がある場合にあつては4,050円、評価書の提出がある場合にあつては9,850円)	-

(単位：円)

区分		単位	料金		
			改定前	改定後	改定額
共同住宅等	床面積の合計	2,500㎡を超え5,000㎡以内	829,000円に認定申請戸数に3,300円を乗じて得た額を加算した額を認定申請戸数で除して得た金額。この場合、100円未満の端数は、切り捨てる。(確認書の提出がある場合にあつては3,300円、評価書の提出がある場合にあつては8,050円)	881,000円に認定申請戸数に3,450円を乗じて得た額を加算した額を認定申請戸数で除して得た金額。この場合、100円未満の端数は、切り捨てる。(確認書の提出がある場合にあつては3,450円、評価書の提出がある場合にあつては8,500円)	-
		5,000㎡を超え10,000㎡以内	1,435,000円に認定申請戸数に2,750円を乗じて得た額を加算した額を認定申請戸数で除して得た金額。この場合、100円未満の端数は、切り捨てる。(確認書の提出がある場合にあつては2,750円、評価書の提出がある場合にあつては6,500円)	1,525,000円に認定申請戸数に2,850円を乗じて得た額を加算した額を認定申請戸数で除して得た金額。この場合、100円未満の端数は、切り捨てる。(確認書の提出がある場合にあつては2,850円、評価書の提出がある場合にあつては6,850円)	-

(単位：円)

区分			単位	料金		
				改定前	改定後	改定額
共同住宅等	床面積の合計	10,000㎡を超える	件	2,484,000円に認定申請戸数に2,500円を乗じて得た額を加算した額を認定申請戸数で除して得た金額。この場合、100円未満の端数は、切り捨てる。(確認書の提出がある場合にあつては2,500円、評価書の提出がある場合にあつては6,000円)	2,640,000円に認定申請戸数に2,600円を乗じて得た額を加算した額を認定申請戸数で除して得た金額。この場合、100円未満の端数は、切り捨てる。(確認書の提出がある場合にあつては2,600円、評価書の提出がある場合にあつては6,300円)	-
長期優良住宅建築等計画変更(譲受人の決定及び区分所有住宅の管理者等の選任に係るものを除く。)又は長期優良住宅維持保全計画変更認定申請に係る審査手数料			件	長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画認定申請に係る審査手数料に規定する額に1/2を乗じて得た金額。この場合、100円未満の端数は、切り捨てる。		-
譲受人の決定及び区分所有住宅の管理者等の選任に係る長期優良住宅建築等計画変更認定申請に係る審査手数料			件	3,000	3,200	200

【備考】

改正前後(改正なし)

1 「確認書」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第6条の2第3項に規定する確認書又は同条第4項の規定により登録住宅性能評価機関(同法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。)が住宅の構造及び設備が長期使用構造等であることを確認した結果を記載した住宅性能評価書(同項に規定する住宅性能評価書をいう。以下この部において同じ。)をいい、「評価書」とは、住宅性能評価書のうち確認書であるもの以外のものをいう。

2 床面積の合計は、当該認定申請を行う住宅1棟当たりについて算定する。

【備考】

改正前後（改正なし）

- 3 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この部中「法」という。）第5条第4項、第5項又は第7項に規定する区分所有住宅について、これらの規定により認定を申請する場合におけるこの部の規定の適用については、次に定めるところによる。
 イ 確認書又は評価書の提出がない場合 この部の金額の欄中「認定申請戸数に」とあるのは「認定に係る区分所有住宅の総戸数に」と、「加算した額を認定申請戸数で除して」とあるのは「加算して」とする。
 ロ 確認書又は評価書の提出がある場合 上記の金額に認定に係る区分所有住宅の総戸数を乗じて得た金額とする。
- 4 法第6条第2項（法第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出がある場合は、上記の金額に、当該申出に係る建築物について建築基準法第6条第1項の規定による確認申請又は同法第18条第2項の規定による通知をする者が、建築基準法関係事務の部の規定に基づき納付すべき建築物確認申請又は通知に係る審査手数料に相当する額（同法第6条の3第1項の構造計算適合性判定に準じて行われる構造計算適合性判定を要する場合にあつては、長期優良住宅建築等計画認定に係る構造計算適合性判定手数料を加算して得た額）を認定申請戸数で除して得た金額を加算する。この場合、100円未満の端数は、切り捨てる。
- 5 第3号の規定が適用される場合における前号の規定の適用については、同号中「上記の金額」とあるのは「前号の規定の適用後の上記の金額」と、「相当する額」とあるのは「相当する金額」と、「額）を認定申請戸数で除して得た金額」とあるのは「金額）」とする。

（単位：円）

手数料の名称	単位	料金		
		改定前	改定後	改定額
認定計画実施者の地位承継承認申請に係る審査手数料	件	3,000	<u>3,200</u>	200
容積率の特例許可申請に係る審査手数料	件	160,000	<u>166,000</u>	6,000

(単位：円)

手数料の名称・区分		単位	料金		
			改定前	改定後	改定額
長期優良住宅建築等計画認定に係る構造計算適合性判定手数料	床面積の合計	1,000㎡以内	206,000円 (140,000円)	207,000円 (140,000円)	-
		1,000㎡を超え2,000㎡以内	272,000円 (173,000円)	273,000円 (174,000円)	-
		2,000㎡を超え10,000㎡以内	305,000円 (189,000円)	306,000円 (190,000円)	-
		10,000㎡を超え50,000㎡以内	404,000円 (239,000円)	405,000円 (240,000円)	-
		50,000㎡を超える	735,000円 (404,000円)	735,000円 (405,000円)	-

【備考】

改正前後（改正なし）

- 床面積の合計は、建築基準法第6条の3第1項の構造計算適合性判定に準じて行われる構造計算適合性判定を要する建築物1棟当たりについて算定する。
- 建築基準法第20条第1項第2号イ又は同項第3号イに規定するプログラムにより構造計算が行われたものは、（ ）内の金額とする。